

須賀川地方保健環境組合告示第5号

須賀川地方保健環境組合須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業
運営維持管理業務委託に係るごみ処理施設使用料徴収事務委託の
実施について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき須賀川地方新ごみ処理施設建設運営事業運営維持管理業務委託に係るごみ処理施設使用料の徴収事務を委託したので、同法第158条第2項の規定により告示する。

平成30年11月16日

須賀川地方保健環境組合管理者 橋本克也

- 1 受託者の名称 グリーンパーク須賀川株式会社
- 2 受託者の所在地 福島県須賀川市本町47番地
- 3 委託期間 平成31年（2019年）4月1日から
 平成51年（2039年）3月31日まで
- 4 委託業務の範囲
 (1) 受付管理
 (2) 案内・指示
 (3) 料金徴収